

青森県循環器病対策推進協議会設置要綱

（設置）

第1 「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号）第11条に規定する都道府県計画である青森県循環器病対策推進計画の策定、推進等について検討し、本県の循環器病対策を総合的に推進するため、青森県循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）青森県の循環器病対策の総合的な推進に関すること。
- （2）青森県循環器病対策推進計画の策定、推進及び進捗状況に関すること。

（組織）

第3 協議会は、委員20名以内で構成し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- （1）循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
- （2）救急業務に従事する者
- （3）循環器病に係る保健、医療、福祉の業務に従事する者
- （4）学識経験のある者
- （5）医療保険者
- （6）その他循環器病対策の推進に関し知事が必要と認める者

（任期）

第4 協議会の委員の任期は委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の残任期間とする。

（会長等）

第5 協議会に会長を置き、会長は協議会の事務を総理する。

- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は必要に応じ、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

（会議の公開）

第7 会議は公開して行う。ただし、県又は委員が、個人情報等公開することが適切でないか、又は会議を公開することにより公正で円滑な会議運営が著しく阻害される、若しくは特定の者に利益又は不利益を与えると判断した事項について、協議会が適当と認めた場合には、公開しないことができる。

2 会議の資料は、前項ただし書きの規定により公開しないこととした場合を除き、公開する。

（部会の設置）

第8 協議会で特別な事項を協議するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 専門の事項を協議させるため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

5 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

（庶務）

第9 協議会の庶務は、青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課において行う。

（その他）

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。